

# 土木工事特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する補足事項）

**第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。  
② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （事故報告書）【変更】

#### 1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

### （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考查項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考查項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

**工事成績評定の選択制試行要領**

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

**(1日未満で完了する作業の積算)**

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I -12-①-1 ~ I -12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
  - 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
  - 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
  - 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

**(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)**

- 第5条** 本工事は、日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
  - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30 ℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
  - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30 ℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25 ℃以上対象）を用いることとする。

**熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領**

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

**(資材価格高騰に対する特例措置)**

- 第6条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

**(仮設トイレの洋式化)**

- 第7条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合は

この限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### (建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)

**第8条** 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

#### (情報共有システム活用工事【発注者指定型】)

**第9条** 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### (CCUS活用推奨モデル工事)

**第10条** 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

#### (扱い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】)

**第11条** 本工事は、建設工事の中長期的な扱い手の確保等を目的とした「扱い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「扱い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

扱い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

#### (本工事の特記仕様事項)

**第12条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

# 第1章 総 則

## 第1節 総 則

### 1-1-1 適 用

本特記仕様は、善蔵川排水機場のポンプ増設に伴う機械・電気設備及び付帯工事であり、設備工事の設計・製作・据付並びに試運転に関する事項を示すものである。

## 第2節 工事内容

### 1-2-1 工事場所

徳島県海部郡海陽町大里（善蔵川排水機場）

### 1-2-2 工事概要

本工事のポンプ製作据付工事概要は、以下のとおりである。

- (1) 操作制御設備（ポンプ制御盤等）製作及び、  
機械設備（主ポンプ・吐出管等）、電源及び操作制御設備  
(自家発電設備・ポンプ制御盤等) 設置工事

1式

### 1-2-3 適用する図書及び基準

本排水ポンプ設備の設計並びに機器の製作・据付工事にあたっては、本仕様書によるほか、下記の諸規定に準拠するものとする。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(1) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）	河川ポンプ施設技術協会
(2) 揚排水ポンプ設備設計指針（案）	河川ポンプ施設技術協会
(3) 機械工事共通仕様書（案）	国土交通省
(4) 機械工事施工管理基準（案）	国土交通省
(5) 河川管理施設等構造令	国土交通省
(6) ダム・堰施設技術基準（案）	ダム・堰施設技術協会
(7) 水門鉄管技術基準	水門鉄管協会
(8) 日本工業規格（JIS）	日本規格協会
(9) 日本電気工業会標準規格（JEM）	日本電気工業会
(10) 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）	電気規格調査会
(11) 電気設備技術基準	日本電気技術者協会
(12) 道路管理施設等設計指針（案）	日本建設機械施工協会
(13) 道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会
(14) 四国電力社内規定	四国電力
(15) 労働安全衛生規則	厚生労働省
(16) その他関連法規、規定など	

#### 1-2-4 施工範囲

- (1) 本工事は、本仕様書及び設計図面に示された機能を完全に発揮させるよう施工するものとする。  
なお、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、法規上又は施工上又は目的とする機能のために当然必要なものは請負人の責任において施工するものとする。
- (2) 請負人は、本仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、県の監督員と協議し監督員の決定に従わなければならない。
- (3) 請負人は工事施工上必要に応じて機器の据付位置、及び据付方法、配線等を記した施工図を提出し、県の承認を受けたのち施工しなければならない。
- (4) 工事施工の際は、建物その他を棄損しないように注意し、棄損した場合は、監督員の指示に従いすみやかに復旧しなければならない。  
又、工事施工上必要な壁、床等の穴あけは建物、構造物の強度を減少させることなく最小限にとどめ、同一材料により完全に復旧するものとする。
- (5) 本工事の施工にあたり、他の工事との取り合いとなる際は監督員の指示に従い、各工事の請負人間で十分協議し、工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

#### 1-2-5 関連工事

本工事は、別途発注の土木工事及び建築工事と関連があるので、監督員及び工事管理者等と十分な打合せを行い、双方強調し、手戻りのないよう留意すること。

#### 1-2-6 届け出・手続き

請負人は、関係監督機関（基準監督署等）に対する認可、許可、届出等の申請、その他の必要な手続きを行い、所要の検査に合格する迄を全て代行するものとし、これらに要する費用は全て負担するものとする。

#### 1-2-7 質 疑

本仕様書並びに添付図面は、基本概要を示すものであるため、質疑を生じた場合は協議の上、監督員の指示に従うものとし、明記していない部分、数量の増減等及び運転保守並びに、設備工事完成上必要なものについては、工事費の枠内で、請負人が責任を持って完備するものとする。

#### 1-2-8 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

#### 1-2-9 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。

- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

#### 1-2-10 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

##### (1) 書類

- (ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）
- (イ) 工事工程計画書
- (2) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）
- (3) (ア) 各種製作承認図(工場並びに現場製作品)
  - (イ) 各種配管、据付施工図面
  - (ウ) その他監督員の指示する図面

#### 1-2-11 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

#### 1-2-12 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

#### 1-2-13 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

#### 1-2-14 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

- (ア) 完成図：サイズ・部数は協議の上決定
- (イ) 工事写真、完成写真：部数は協議の上決定

#### 1-2-15 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りの際は、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

#### 1-2-16 作業時間

作業時間は原則として、午前8時30分から、午後5時までとする。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に監督者と協議し許可を受けること。

### 第3節 試運転及び検査

#### 1-3-1 一般事項

- (1) 本設備に使用する機器は、関係規格によって製作し所定の試験合格したものとする。
- (2) 機器の試験結果は全設備完成後各機器の試験成績を取りまとめ、完成図書に添付して提出すること。
- (3) 試験並びに検査は、監督員立会いのもと請負人が行うことを原則とするが、立会うことができない場合や汎用機器については、製作工場で試験を実施し、試験成績表及び性能試験表を提出するものとする。
- (4) 主要機器の工場検査並びに現地試験については、以下に記載するとおりとする。

#### 1-3-2 工場試験並びに検査

- (1) 主要機器
  - (ア) 構造検査
  - (イ) 外観検査
  - (ウ) 性能検査
  - (エ) 材料検査（材料試験成績書又は規格証明書の提出で代えることができるものとする。）
  - (オ) 塗装検査
  - (カ) その他必要な試験検査
- (2) その他打ち合わせによる。

#### 1-3-3 現地試験並びに検査

現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。

- (1) 機器据付外観検査
- (2) 運転検査
- (3) 塗装検査
- (4) 関係官庁検査
- (5) その他必要な検査

#### 1-3-4 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、設置後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

#### 1-3-5 工事完了引渡し

諸検査完了をもって工事全般の終了とする。

#### 1-3-6 その他

細部については、監督員に指示を受けること。

前各項の検査に必要な費用は請負人の負担とする。

#### 第4節 受渡し

- (1) 本工事の完成に当たっては、関係官公署及び電力会社等の検査を終了し、合格した後に県の竣工検査を行う。  
尚、竣工検査には機器及びその他の試験成績書を提出するものとする。
- (2) 竣工検査において指摘された事項については、速やかに改善し、再度検査を受けるものとする。
- (3) 本工事の受渡し期日は、立会い試験及び竣工試験に合格した後とする。
- (4) 本工事では以下の指定部分工事を行うものとする。

##### 1-4-1 材料保管

本工事竣工までの機器、材料の保管責任は請負人にあるものとする。

##### 1-4-2 保証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

##### 1-4-3 完成図書

請負人は工事完了後、下記の図書を整備し製本の上、提出すること。  
ただし、(1)、(4)、(5)、(6)について電子データも提出すること。  
なお、図面データはP D F ファイルとC A D データ(SFC)とする。

- |     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| (1) | 施設設備完成図書           | 2部 |
| (2) | 主要機器取扱説明書          | 3部 |
| (3) | 維持管理に必要な運転要領書、説明図書 | 3部 |
| (4) | 工事写真               | 1部 |
| (5) | 各種機器試験成績表          | 1部 |
| (6) | 施工に伴う試験成績表、測定結果表   | 1式 |
| (7) | 諸官署ほか提出書類控         | 1式 |
| (8) | その他県の指定するもの        | 1式 |

## 第2章 操作制御設備

### 第1節 操作制御盤等

#### 2-1-1 コラムポンプ中央監視操作盤 仕様

項目	仕様	備考
(1) 品名	コラムポンプ中央監視操作盤	
(2) 仕様	屋内自立型	
(3) 概略寸法	W600×H2350×D600程度	
(4) 塗装仕様	焼付塗装(マンセル5Y7/1半艶)	
(5) 電源	電源及び制御	
(6) 数量	1面	
(7) 付属品	チャンネルベース、基礎ボルト（あと施工アンカー）表示灯、切替スイッチ、操作スイッチ、押釦スイッチ、引釦スイッチ、スペースヒーター、盤内灯、コンセント	

#### 2-1-2 コラムポンプ動力制御盤 仕様

項目	仕様	備考
(1) 品名	コラムポンプ動力制御盤	
(2) 仕様	屋外自立型	
(3) 概略寸法	W1000×H2350×D1000程度	
(4) 塗装仕様	焼付塗装(マンセル5Y7/1半艶)	
(5) 電源	電源及び制御	
(6) 数量	1面	
(7) 付属品	チャンネルベース、基礎ボルト（あと施工アンカー）表示灯、切替スイッチ、操作スイッチ、押釦スイッチ、スペースヒーター、盤内灯、コンセント	

#### 2-1-3 自家発切換・補機盤 仕様

項目	仕様	備考
(1) 品名	自家発切換・補器盤	
(2) 仕様	屋外自立型	
(3) 概略寸法	W800×H2350×D600程度	
(4) 塗装仕様	焼付塗装(マンセル5Y7/1半艶)	
(5) 電源	電源及び制御	
(6) 数量	1面	
(7) 付属品	チャンネルベース、基礎ボルト（あと施工アンカー）表示灯、切替スイッチ、操作スイッチ、押釦スイッチ、スペースヒーター、盤内灯、コンセント	

#### 2-1-4 盤改造（補機盤他） 仕様

項目	仕様	備考
(1) 品名	盤改造(補器盤他)	
(2) 仕様	電源、その他	
(3) 数量	1式	
(4) 付属品		

## 2-1-5 水位計 仕様

項 目	仕 様	備 考
(1) 品 名	水位計	
(2) 仕 様	フロート式水位計	
(3) 数 量	1組	
(4) 付属品	防波管、防波管サポート、フロート4個	